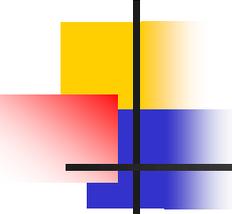




金融検査、監査法人検査を通じて 見たガバナンス上の課題

金融庁検査局審議官 兼
公認会計士・監査審査会事務局長
佐々木清隆



自己紹介

1983年大蔵省(現財務省)入省

**1998年金融監督庁(現金融庁)検査部(局)総括
補佐、企画官**

2002年IMF、Senior Financial Expert

2005年証券取引等監視委員会特別調査課長

2007年証券取引等監視委員会総務課長

2010年金融庁検査局総務課長

2011年金融庁検査局審議官 兼

公認会計士・監査審査会事務局長

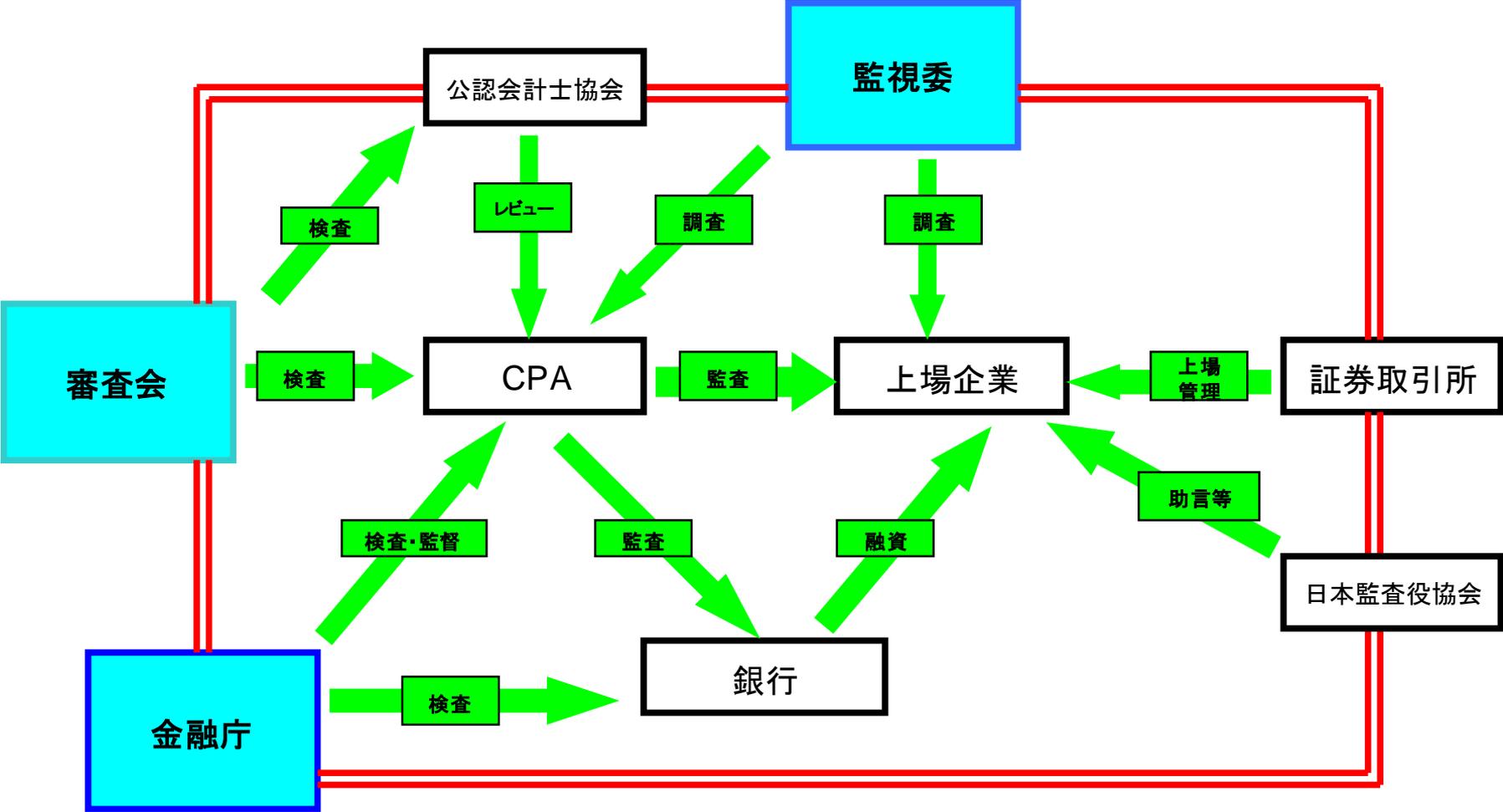
TRMA講演(2012.2)

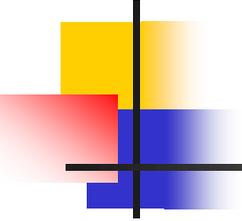


Agenda

1. 金融機関におけるガバナンス
2. 金融機関によるコーポレート・ガバナンス
3. 監査法人検査を通じて見たコーポレート・ガバナンス

== 連携





1. 金融機関におけるガバナンス



適切な経営管理態勢

- 戦略目標についての十分な分析と検討; 合理性や持続可能性の観点
- 戦略目標と各種リスク管理方針との整合性
- 戦略目標や各種リスク管理方針の組織全体での浸透及び実践
- 海外拠点を含めたグループ全体として強固なガバナンスの整備・機能
- 取締役会等の実質的機能発揮
- 内部監査の有効性; 品質及び牽制監視機能の経営での活用



リスク・ガバナンス

- **経営戦略とrisk appetiteの明確化**
- **ERM (Enterprise Risk Management) の重要性**
- **銀行の他、保険会社にとっての重要性**
 - 保険会社自体のガバナンス; 特に相互会社
 - 保険検査マニュアルの改訂(23.4); 統合的リスク管理(ERM)の導入



金融持株会社の経営管理機能(1)

- 金融持株会社による子銀行・子会社の経営管理の実態
- 経営管理機能(経営管理契約・規定の内容);紙切れ一枚、内容が空疎。。。。
- 上場企業としての金融持株会社:市場への説明責任を果たすのに必要な経営管理機能のあり方(戦略、予算、人事、リスク管理、内部監査等)



金融持株会社の経営管理機能(2)

- 子が作った親(金融持株会社):うるさい親は迷惑?
- 持株会社A部長と子銀行A部長;どちらが上(年次等)?
- 従来の検査;子銀行→親(持株)の視点:空疎な経営管理機能を所与の前提
- 現在の検査:親(持株)→子銀行:経営管理機能の内容を正面から議論



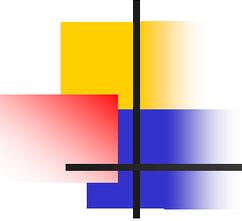
システムリスク管理とガバナンス

- 大規模システム障害の頻発
- システムリスク総点検の要請(23.7)、結果の公表(24.1)
- システムリスク管理は経営問題:システム(事務統括等)部長任せでは不十分
- システムリスク管理＝危機管理との認識の必要性
- システムリスク:システミック・リスク、不公正取引(相場操縦等)のリスク



ITガバナンス

- システム開発・運用等の外部委託の進展：**Outsourcing とoffshoring**
- システム共同化の進展（特に地銀等）
- クラウド・コンピューティングの進展（特に震災以降）；金融庁検査局実態調査（23.7）
- ITガバナンスの重要性：人材、ノウハウ等（特にBCPとの関連）



2. 金融機関による コーポレート・ガバナンス



金融機関の取引先のガバナンス

- 融資先：信用リスク管理
- カウンターパーティ：市場リスク管理、流動性リスク管理
- 委託先、代理店等：オペレーショナルリスク管理、法令等遵守



会計監査人監査未実施の問題(1)

- 大会社(資本金5億円以上または負債額200億円以上の株式会社)には会計監査人監査の実施義務(会社法328条、436条)
- しかし会計監査人未設置会社の存在(500社程度(推計))特に、非上場会社:会社法違反;罰則は過料100万円(会社法976条)
- 会計監査人の設置は登記事項(会社法911条)
:設置の有無は登記で確認可能



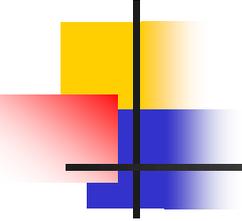
会計監査人監査未実施の問題(2)

- 日本公認会計士協会→全銀協(平成23年8月29日): 金融機関は、与信先が大会社で会社法監査の対象となる場合、会計監査人設置の有無の確認に留意するよう要請
- 金融庁検査局: 金融機関における会計監査人設置の確認、監査報告書の入手は信用リスク管理上重要。上記日本公認会計士協会要請への対応を金融検査でも確認する方針を徹底(平成23年9月)

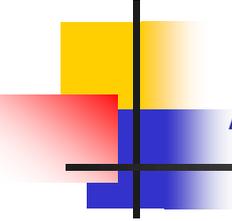


会計監査人監査未実施の問題(3)

- **金融機関による信用リスク管理上の問題：
与信先の税務申告書は入手しても、監査
報告書未入手の事例**
- **金融検査→金融機関の信用リスク管理強
化(監査報告書の入手等)→大会社にお
ける会計監査人監査の実施**
- **他方、当該大会社の監査受嘱監査法人の
問題；監査法人にとってのリスク**



3. 監査法人検査を通じて見た コーポレート・ガバナンス



監査法人による監査対応の問題

- 小規模監査法人の問題：会計士5名で法人設立可能、上場企業を監査する組織態勢としての実効性
- 監査法人の交代および新設監査法人の問題：いわゆる「駆け込み寺」監査法人
- 大手監査法人の地方事務所の問題：監査法人内の審査、品質管理等
- 不十分な職業的懐疑心等



監査の品質管理に関する 検査指摘事例集(平成23年7月)

- 審査会検査における主な指摘事例の公表
- 監査事務所による自主的な取組みを期待
(主な項目)
 1. 業務管理体制、2. 職業倫理及び独立性、3. 監査実施者の採用、教育、評価等、4. 監査契約の締結・更新、5. 監査業務の実施、6. 監査調書、7. 監査業務の審査、8. 品質管理システムの監視、9. 共同監査

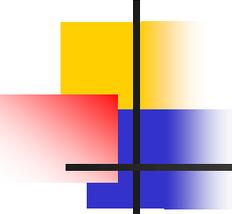


監査先企業のガバナンスの問題(1) : 監査人と監査役のコミュニケーション

1. 監査人が監査先企業における問題を把握した場合の監査役等への通報

①会社法397条

- 監査において発見した、監査役の職務遂行との関連で重要な事項(内部統制の重大な欠陥、取締役等の不正、違法行為等)の監査人と監査役のコミュニケーションの必要性



監査先企業のガバナンスの問題(2) : 監査人と監査役のコミュニケーション

②金商法193条の3

監査人による監査先企業における法令違反等事実の発見への対応; 監査役への通知の上での当局(金融庁長官)への申し出



監査先企業のガバナンスの問題(3) : 監査人と監査役のコミュニケーション

2. 監査人の職務遂行に関する監査役と監査人のコミュニケーション

① 会社計算規則127条4項

監査役は、監査人の適正な職務遂行を確保するための体制に関する事項を内容とする報告書を作成する義務

監査先企業のガバナンスの問題(4) : 監査人と監査役のコミュニケーション

②会社計算規則131条1項、3項

監査人は、独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関するその他の事項を、監査役に通知する義務

■ 監査人・監査役の不十分なコミュニケーション

監査人→監査役: インセンティブの不足

監査役→監査人: 理解の不足

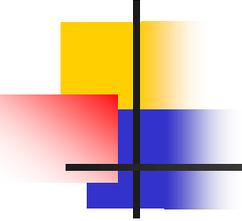


会計監査人からの照会・確認に対する金融機関等の対応

- 監査人による監査先企業の取引先等に対する問い合わせ、確認（監査基準委員会報告19号）
- 確認対象項目：預金及び金融機関との取引、借入金、保護預かり有価証券等
- 照会を受けた金融機関、証券会社の対応の問題；回答の正確性・信頼性、回答にかかる内部統制等

金融機関監督・検査と証券市場 監視・監査法人検査の交錯

- 金融庁金融検査⇒金融機関→事業法人、監査法人
- 公認会計士・監査審査会検査⇒監査法人→事業法人、金融機関
- 証券取引等監視委員会調査・検査⇒事業法人→監査法人、金融機関



金融庁Web: <http://www.fsa.go.jp>

公認会計士・監査審査会Web:

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>